

FIK 剣道試合・審判規則、同細則改定 2023年7月26日

目次	
剣道試合・審判規則	剣道試合・審判細則
	第3条: 規則第4条 (剣道具) 第3条の2 剣道着の袖
第15条 第15条 薬物使用	第14条: 規則第15条 (禁止物質の使用・所持) 第15条 規則第17条1号 (不正用具)
p.2	p.2
	第2条 規則第3条 (竹刀) は、次のとおりとする。 1. 竹刀の構造は、四つ割りのものとし、中に異物 (先革内部の芯しん、柄頭のちぎり以外のもの) を入れてはならない。 ピース (四つ割りの竹) の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。 各部の名称は第2図のとおりとする。
p.3	p.3
	2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば (鏝) を含まない。太さは先革先端部最小直径 (対辺直径) およびちくとう部直径 (竹刀先端より8センチメートルのちくとう対角最小直径) とする。また、竹刀は先端

	<p>部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなるものとする。</p> <p>第3条 規則第4条（剣道具）は、第3図のとおりとする。</p> <p>1. 面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。</p> <p>2. 小手は、前腕（肘から手首の最長部）の2分の1以上を保護し、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。</p> <p>3. 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さについては、小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5センチメートル以内とする。</p> <p>第3条の2 剣道着の袖は、肘関節を保護する長さを確保したものとする。</p>
<p>P.7</p>	
<p>（禁止物質の使用・所持）</p> <p>第15条 禁止物質を使用もしくは所持し、または禁止方法を実施すること。</p>	<p>第14条 規則第15条の禁止物質および禁止方法とは、世界ドーピング防止機構（WADA）の最新の禁止表に掲載されているものをいう。</p> <p>第15条 規則第17条第1号の不正用具とは、規則第3条に規定する竹刀（細則第2条で定める規格を満たしているものに限る）および同第4条に規定する剣道具（第3図に図示する面、小手、胴、垂）以外のものをいう。なお、細則第3条第2</p>

	<p>号から第4号および同第3条の2の基準に合致しない剣道具または剣道着は当面の間、不正用具としない。この場合、試合終了後に審判員から注意を与える。</p> <p>②規則第17条4号の「場外」は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 片足が、完全に境界線外に出た場合。 2. 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合。 3. 境界線外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。
P.14	
	<p>第24条 規則第27条（有効打突の取り消し）不適切な行為とは、打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合などとする。</p>
P.16	
	<p>第27条 主審は、試合者の竹刀の弦が上になっていない場合、1回のみ明確に指導する。</p>
P.19	
<p>5. この規則は 2017 年 9 月 2 日から一部改定し施行する。</p> <p>6. この規則は 2023 年 7 月 26 日から一部改定し施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. この細則は、2023年7月26日から施行する。</p>
P.21	
反則	
禁止物質の使用・所持をしたとき	
分かれ	
1. つば（鏝）競り合いがこうちやく（膠着）したとき	

P.22

表1 竹刀の基準（一刀の場合）

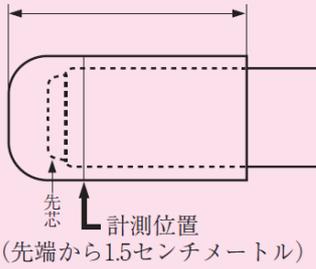
	対 象	中学生	高校生 (相当年齢の者も含む)	大学生・一般	
長さ	男女共通	114センチメートル以下	117センチメートル以下	120センチメートル以下	
重さ	男 性	440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上	
	女 性	400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上	
太さ	男性	先端部 最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくとう 最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部 最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくとう 最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上	20ミリメートル以上

表2 竹刀の基準（二刀の場合）

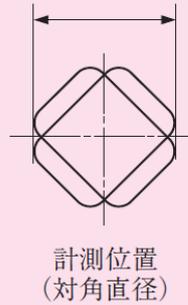
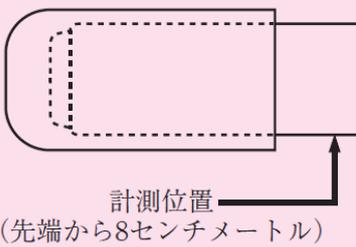
	対 象	大学生・一般		
		大 刀	小 刀	
長さ	男女共通	114センチメートル以下	62センチメートル以下	
重さ	男 性	440グラム以上	280～300グラム	
	女 性	400グラム以上	250～280グラム	
太さ	男性	先端部 最小直径	25ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう 最小直径	20ミリメートル以上	19ミリメートル以上
	女性	先端部 最小直径	24ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう 最小直径	19ミリメートル以上	19ミリメートル以上

竹刀の先革先端部最小直径値 計測方法

先革の長さ5センチメートル以上

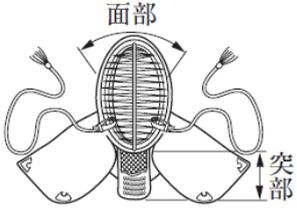
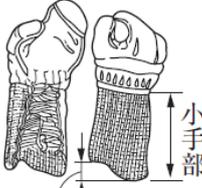
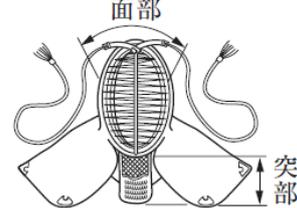
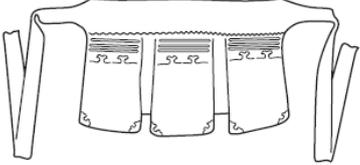
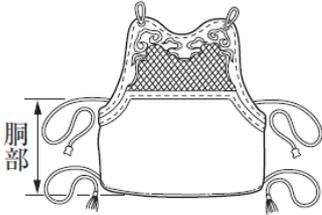
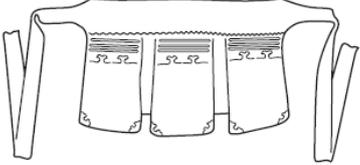


ちくとうの最小直径値の計測方法



P.24

第3図 剣道具および打突部位

<p>面</p> <p>面ぶとんは肩関節を保護する長さがあるものとする</p>	<p>小手</p> <p>小手は、前腕の2分の1以上を保護すること</p>
	 <p>2.5センチメートル以内 〔小手ぶとん部 最長部と最短部 の差〕</p>
	<p>垂</p> 
<p>胴</p> 	<p>垂</p> 

※面ぶとん、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。

付 剣道試合・審判運営要領	
試合者要領	審判員要領
P.4 「正面への礼」	
	<p>2. 主審は、次の場合に、正面への礼の号令を行う。</p> <p>(1) 個人試合の場合、審判員が定位置、試合者が立礼の位置についた直後。</p>
P.5 「中止」	
P.6 「合議」	
	<p>2. 審判員は合議を次により行う。</p> <p>(2) 副審が合議を要請する場合、副審が「止め」の宣告後、直ちに主審が「止め」の宣告をし試合を中止する（旗の表示要領 第6図・第8図→第1図）。</p>